

資源管理・漁業経営安定対策

【37,330(43,805)百万円】

対策のポイント

適切な資源管理と漁業経営の安定を図り、国民への水産物の安定供給を確保するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を構築し、コスト対策であるセーフティーネット事業と組み合わせ、総合的に漁業経営の安定を図ります。

<背景/課題>

- ・漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持していくためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をとともに実現していくことが必要です。
- ・近年、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰により漁業者の経営に大きな影響が出ており、価格高騰の影響を緩和するためのセーフティーネット対策を整備することが必要です。

政策目標

資源管理・漁業経営安定対策のもとで資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合90%（34年度）

<主な内容>

1. 資源管理に取り組む漁業者に対する補助

24,529(31,496)百万円

漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用し、漁業者による資源管理の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収補填をします。

漁業収入安定対策事業
補助率：定額
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会

2. 資源管理指針策定・資源管理計画履行確認等に対する支援

445(520)百万円

都道府県が策定した資源管理指針の見直しの検討や、資源管理計画に定められた資源管理措置の履行確認等を行う都道府県資源管理協議会の運営に必要な経費を支援します。

資源管理体制推進事業
補助率：定額
事業実施主体：都道府県資源管理協議会

[平成25年度予算の概要]

3. 資源管理計画等の推進に対する支援 52(67)百万円

資源管理計画等の推進のための漁業者協議会の開催等に必要な経費を助成します。

資源管理指針等推進事業
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

4. 漁業共済の加入漁業者に対する助成 8,805(9,849)百万円

漁業災害補償法に基づき、災害等による損害を補填する漁業共済の加入漁業者に対して国庫補助をします。

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入(漁業共済保険勘定繰入分)
補助率：定率
事業実施主体：国(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計)

5. 燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策 3,500(1,872)百万円

漁業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が急騰したときに補填金を交付します。

補助率：定額
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

お問い合わせ先：
1、4の事業 水産庁漁業保険管理官 (03-6744-2355(直))
2、3の事業 水産庁管理課 (03-3502-8437(直))
5の事業 水産庁企画課 (03-6744-2341(直))

資源管理・漁業経営安定対策の概要

【平成25年度概算決定額 資源管理・収入安定対策:33, 830(41, 933)百万円
漁業経営セーフティーネット構築事業:3, 500(1, 872)百万円】

ポイント

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせ、総合的な経営安定対策を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。

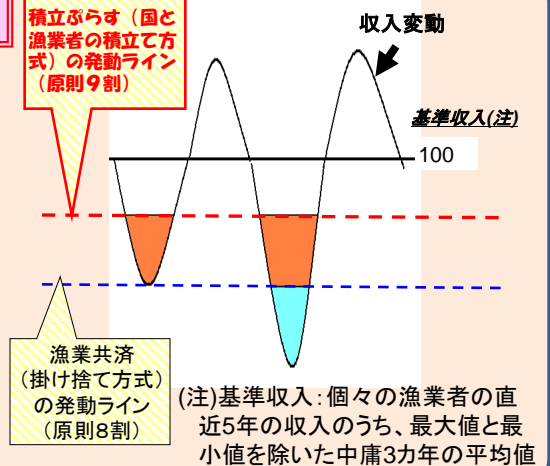
資源管理・収入安定対策

資源管理への取組

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者(団体)が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施
- 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守

漁業収入安定対策の実施

- ✓ 基準収入(注)から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」(原則8割まで)、「積立ぶらす」(原則9割まで)により減収を補填
- ✓ 漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用して、資源管理の取組に対する補助を実施
- ※ 補助額は、漁業共済掛金の30%(平均)、積立ぶらすの積立金(漁業者1:国3)の国庫負担分に相当

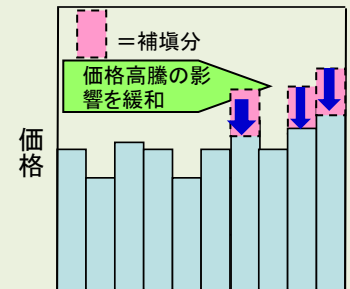


資金の積立

- 漁業者と国が資金を積立

価格高騰の場合に補填

- ✓ 原油価格・配合飼料原料価格等が、「7中5平均値×100%」を超えた場合、超えた分を補填



【漁業経営セーフティーネット構築事業】

コスト対策

資源管理体制推進事業（継続）

1 趣 旨

近年、我が国の食料自給率向上が大きな課題となる中、水産物についても自給力・自給率の向上は主要課題である一方、我が国周辺水域における資源の水準は、資源評価対象魚種のうち約4割が低位を占めるなど、全体として厳しい状況にある。

このような中、資源の維持・増大を図るため、資源管理・漁業経営安定対策の下、資源管理指針・資源管理計画体制を構築し、資源状況や各地の漁業実態に即した適切かつ計画的な資源管理に国を挙げて一層取り組む必要がある。

このため、都道府県に設置され、資源管理の推進母体となる資源管理協議会に対し支援する。

2 事業内容

都道府県が策定した資源管理指針の見直しの検討や、資源管理計画に定められた資源管理措置の履行確認等を行う都道府県資源管理協議会の運営に必要な経費を支援する。

3 事業実施主体

都道府県資源管理協議会

4 事業実施期間

平成23年度～平成27年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

444,705千円（520,122千円）

6 担当課

水産庁管理課 03-3502-8452（直）

資源管理指針等推進事業費（継続）

1 趣 旨

適切な資源管理により資源の維持・増大を図るため、平成23年度より導入された「資源管理・漁業経営安定対策」の中で、「資源管理指針・資源管理計画」等に基づき、国、都道府県、漁業者が一体となって資源管理を推進していく必要がある。

このため、資源管理計画等の推進に係る体制整備や資源管理計画等の作成・評価等のための調査等を実施する。

2 事業内容

①資源管理計画等の推進体制整備・普及啓発に要する経費

資源管理計画等の作成・見直しを推進するため、漁業者協議会の開催、資源管理アドバイザーの派遣を実施するとともに、漁業者等への普及を行うための講習会を開催する。

②資源管理計画等の作成・評価等のための調査に要する経費

資源管理計画等を作成・見直しするにあたり、基礎となる資源管理措置に関する科学的な調査・整理・分析、資源管理計画等の効果検証や改善方策の検討に役立てるための多角的調査を行う。

3 事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

平成23年度～平成27年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

51,844千円（67,496千円）

6 担当課

水産庁管理課 03-6744-2361（直）

種苗放流による資源造成支援事業（継続）

1 趣 旨

水産基本計画においては、我が国周辺水域や公海の水産資源の多くが低位水準にある状況に対応して、水産資源の回復・管理を推進するため、適地・適時での効率的な種苗放流体制の確保、放流効果の科学的な検証等により、環境・生態系と調和した増殖を推進することとしている。

このような中で、沿岸漁業者の経営の安定を図りつつ、沿岸資源の回復・維持管理を図ることが重要な政策課題となっており、種苗生産、放流、育成管理等により積極的に資源を増大させる栽培漁業の推進が必要となっている。

また、栽培漁業は、従来、漁獲の抑制による間接的な資源の増加のみであった資源管理において、直接的に資源の増加を図ることができる手段であることから、沿岸漁業者の経営の安定にも直接的に寄与する重要な施策である。

しかしながら、都道府県の区域を越えて移動する水産動物（以下「広域種」という。）は、早急な資源の回復・安定が求められているものの、放流魚が広範囲に回遊し複数の都道府県の漁業者により漁獲される特性から、放流実施者と漁獲者が異なり、放流経費の負担調整が円滑に進まない。このため、集中的な種苗放流によって資源造成を図るなど、戦略的な種苗放流を展開する必要がある。

2 事業内容

(1) 広域種資源造成支援事業（継続）

複数の都道府県の漁業者が利用する資源で、早急な回復・安定が求められており、関係者間の放流経費の負担調整が困難な広域種について、適地放流や稚魚段階での混獲抑制等の放流種苗の生残率の向上を図りながら、期間を限定した集中的な種苗放流を行うことによって、従来のように、成長した魚をすべて漁獲する「一代回収型」ではなく、親魚を獲り残して再生産を確保する「資源造成型」の栽培漁業の推進のために行う実証事業に対し支援する。

(2) 共同種苗生産・放流体制構築支援事業（継続）

放流用種苗を安価でかつ効率的に確保し、効果的に放流するため、都道府県ごとの多様な魚種の種苗生産やそのための餌料を個別に生産する体制の集約化、既存施設の稼働率の向上と連携・分業、放流種苗の生残率をより高めるための中間育成の実施による放流体制の構築に対して支援する。

(3) 種苗性評価手法開発事業（継続）

効率的に種苗を生産するに当たって、生残率が高く再生産への寄与度の高い、良質な種苗の生産を推進するため、遺伝子レベルでの環境適応能力の分析を行い、種苗性評価手法の開発を行う。

3 委託先及び事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

平成23年度～平成27年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

91,200千円（114,000千円）

6 補助率等

(1) 及び(2) 1/2以内、定額

(3) 委託費

7 担当課

水産庁栽培養殖課 03-6744-2385（直）

種苗放流による資源造成支援事業

平成25 年度概算決定額 : 91.2百 万円 (△22.8百 万円)

- 都道府県の管轄をまたがる広域種の資源造成を支援するとともに、放流用種苗を安価で効率的に確保し、効果的に放流するための関係県による共同種苗生産・放流体制を構築する取組を支援
- 水産資源に対する放流魚の再生産寄与率を遺伝子情報を用いた手法で推定する技術開発を実施

補助対象 :

- (1) 広域種資源造成支援事業
- (2) 共同種苗生産・放流体制構築支援事業
- (3) 種苗性評価手法開発事業

補助率 :

- (1) 国 1/2、民間団体1/2、定額
- (2) 国 1/2、民間団体1/2、定額
- (3) 委託費

事業実施主体 : 民間団体等

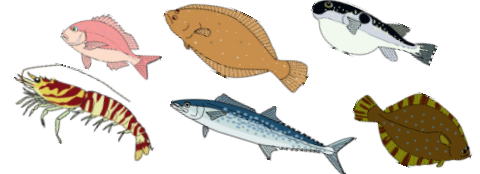
交付先 :

- (1) 国 ⇒ 民間団体等
- (2) 国 ⇒ 民間団体等
- (3) 国 ⇒ 民間団体等

(1) 広域種資源造成支援事業

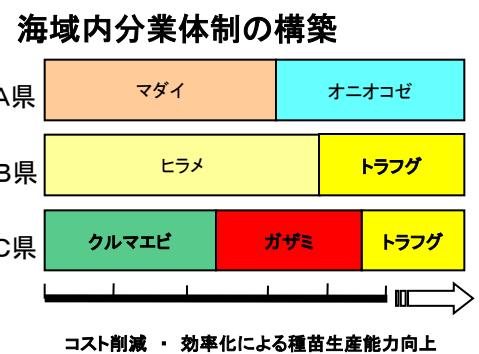
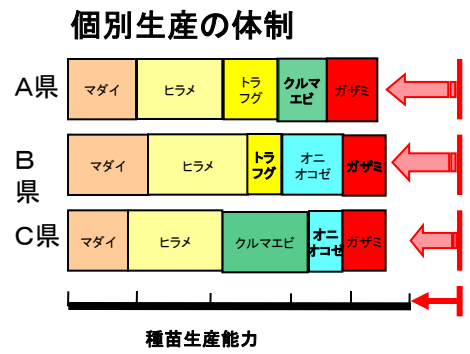
【広域種の問題点】
 県域を越えて分布・回遊
 複数の県で利用
 放流種苗の費用負担調整が困難

(広域種) マダイ、ヒラメ、トラフグ、クルマエビ、サワラ、マツカワ



広域種の種苗放流を支援

(2) 共同種苗生産・放流体制構築支援事業



(3) 種苗性評価手法開発事業



再生産を含めた資源の造成

水産業体質強化総合対策事業のうち再編整備等推進支援事業（継続）

1 趣 旨

資源水準に見合った漁業体制の構築を推進するため、「資源管理計画」に基づき漁業者が自主的に行う減船等を支援する。

2 事業内容

(1) 国は、事業実施主体が行う本事業の実施のための基金造成に対し助成し、事業実施主体は、以下の事業について事業実施機関（漁業協同組合連合会、漁業協同組合等）に対し助成金を支出する。

①再編整備支援事業

資源管理計画に基づき行われる減船等に対して支援を行う。

②魚種転換等支援事業

資源管理計画に基づき、対象魚種の漁獲努力量を削減するために、漁獲対象魚種又は漁業種類の転換に必要な漁具・漁ろう設備の取得と不要漁具の処理に対して支援を行う。

(2) 事業実施機関は、事業実施主体からの助成金と都道府県、漁業者等の負担により事業資金を造成し、これらの事業を実施する。

3 事業実施主体

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

4 事業実施期間

平成21年度～平成25年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

99,618千円（124,523千円）

6 補助率等

定額

事業実施機関に対する助成率

	事業助成	融資助成
①再編整備支援事業：大臣許可漁業	4／9以内 (※2／9を加算)	1／2以内
知事許可漁業	1／3以内 (※1／6を加算)	1／2以内
②魚種転換等支援事業：	1／2以内	

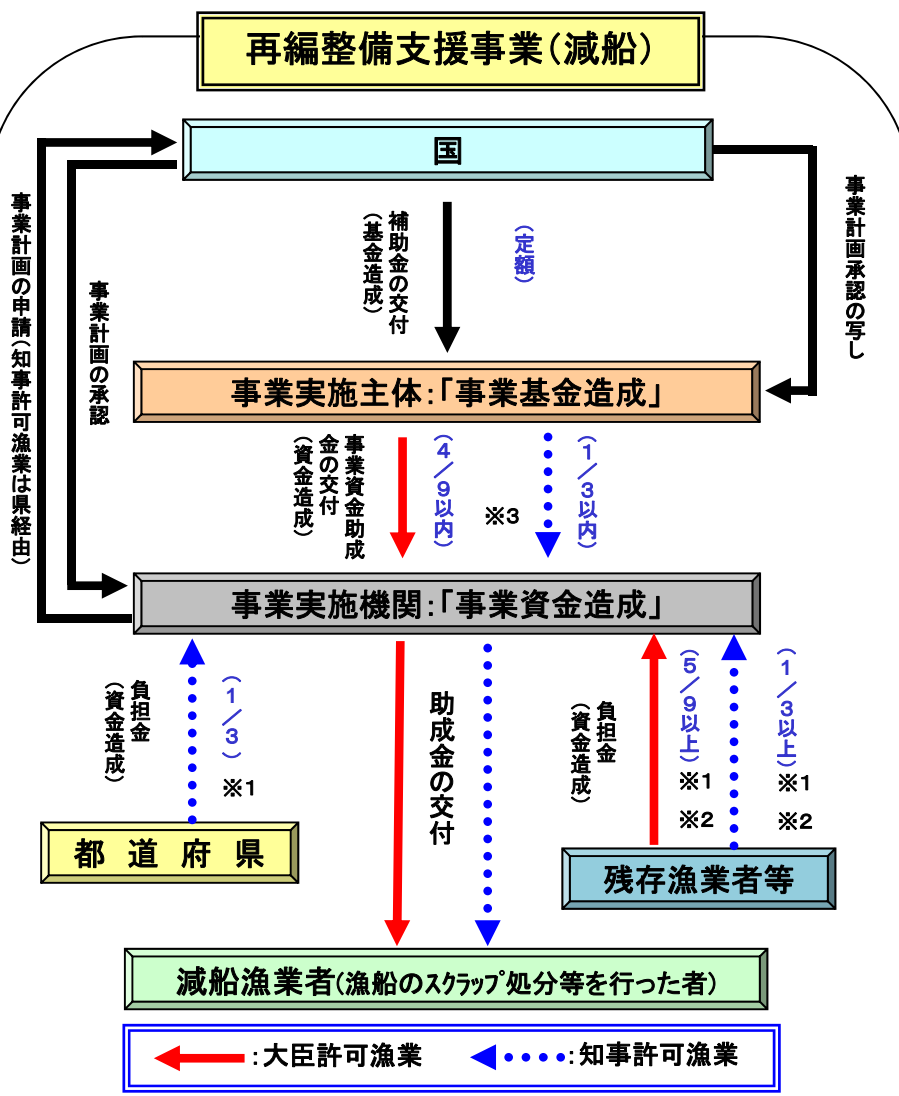
※日本海及び東シナ海における暫定水域及びその周辺水域等で操業する漁業者が取組を行う場合

7 担当課

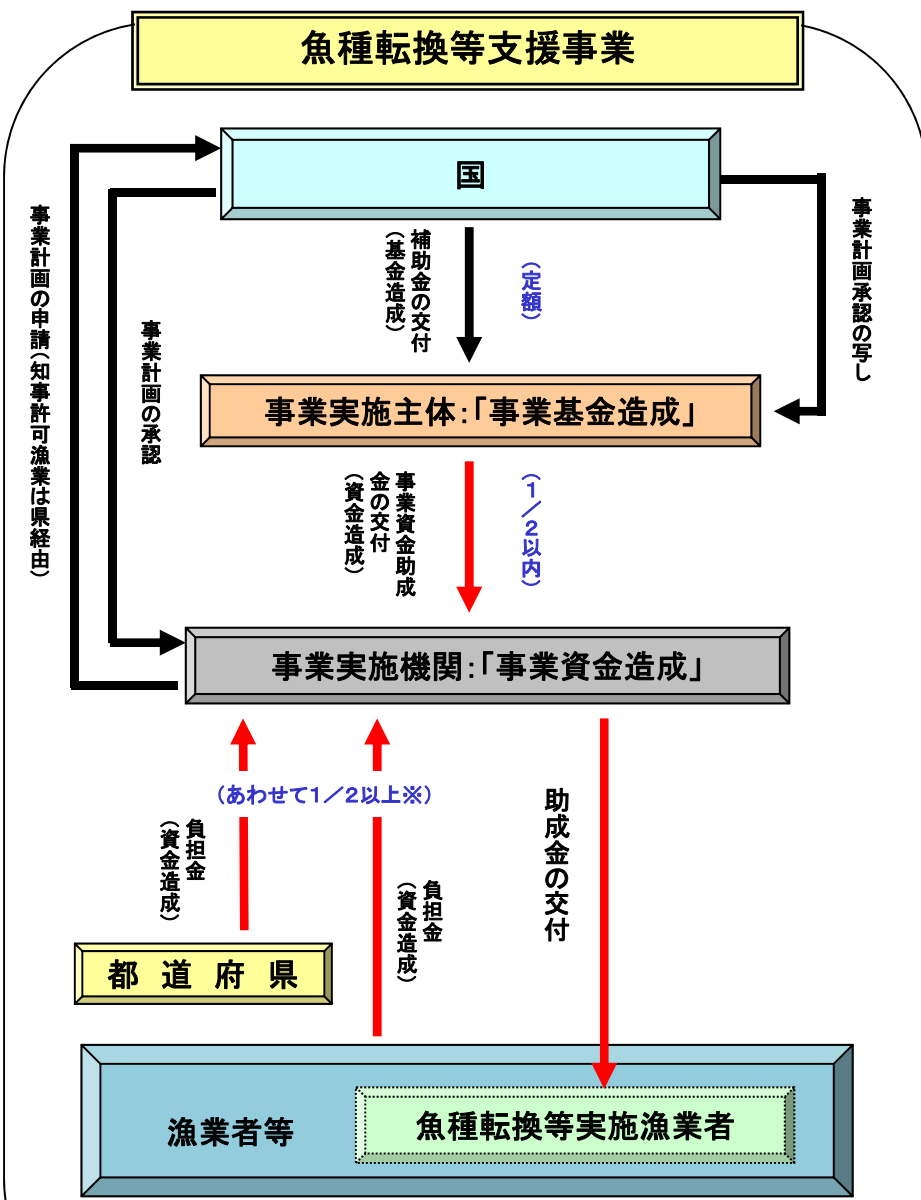
水産庁企画課 03-6744-2341（直）
水産庁管理課 03-3502-8452（直）
水産庁漁業調整課 03-5510-3307（直）

再編整備等推進支援事業

平成25年度概算決定額
100(125)百万円



※1 「高度経営移行型」のうち、漁船の収益性の回復を図るための取組として行われる減船又は「資源管理型」のうち対象業種の1割以上が取り組む減船については、都道府県、残存漁業者等の負担を義務付けせず任意とする。
 ※2 減船を実施する者と残存漁業者等の間で合意した割合にできる。
 ※3 資源管理計画に基づくもので、日本海及び東シナ海における暫定水域及びその周辺水域等で操業する漁業者が取組を行う場合、**大臣許可漁業の場合は2/9、知事許可漁業の場合は1/6**を加算する。



※ 都道府県、漁業者等の負担を義務付けせず任意とする。